

---

|        |   |
|--------|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発                      |
| 項目     | 金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方<br>(ステップ 6) |

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、以下の点について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
  - (1) IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損の取扱い及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第 7 号」という。)を基礎とする信用リスクに関する開示を定める会計基準、適用指針、実務指針、Q&A 及び補足文書(以下「金融商品会計基準等」という。)の体系
  - (2) 今後の審議の進め方

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 488 回企業会計基準委員会(2022 年 10 月 4 日開催)において、減損に関する基準の体系に関して以下の意見が聞かれた。
  - (1) 今回のプロジェクトで新たに導入することとなる減損基準の体系や基準の全体像について、認識合わせの議論を可能な範囲で徐々に行っていければと思う。イメージだけでも全体像が共有できれば、分類及び測定をどこまで取り入れるかなどが議論し易くなり、全体の議論の効率化にも資すると考える。
3. 前項の意見を踏まえ、第 192 回金融商品専門委員会(2022 年 12 月 21 日開催)では、減損に関する基準の体系について議論を行った。ASBJ 事務局から示した基準体系は次の通りである。
  - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に係る定めのうち、基準に相当すると判断された内容については企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)において定め、

残りについては新たに開発する適用指針にて定める。その際、現行の金融商品会計基準、日本公認会計士協会が定める会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」<sup>1</sup>（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会から公表されている「金融商品会計に関するQ&A」<sup>2</sup>（以下「金融商品会計Q&A」という。）で関連する定め等は削除又は修正する。

- (2) 金融商品会計基準に取り込む際には、基準本文（IFRS第9号第5.5.1項から第5.5.20項）における定めのうち、ハイレベルな内容に絞り込んだ上で取り込む。国際的な比較可能性の確保の観点からは、基準レベルで取り込む内容は原則としてIFRS第9号と同一の内容とする。
  - (3) 基準本文（IFRS第9号第5.5.1項から第5.5.20項）における定めのうち金融商品会計基準に取り込まなかったものは、IFRS第9号付録B適用指針（IFRS第9号B5.1.1項からB5.5.55項）と合わせて新たに開発する適用指針に取り込む。
  - (4) 新たに開発する適用指針では、まずステップ2の内容を記載したうえで、ステップ4でステップ2と異なる取り扱いを定める場合には、「代替的な取扱い」の区分においてまとめて記載する。
  - (5) ステップ2においてオプションを定める際には、原則として「代替的な取扱い」の区分には記載せず、適用指針の本文において但し書きを設けて記載する。
4. 前項の第192回金融商品専門委員会で提示したASBJ事務局案は、ステップ2の総括を行い検討が完了した論点と引き続き検討を行う論点の整理を行った時点のものであったため、その後、ステップ5まで審議が進んでいることを踏まえて、減損プロジェクト全体に関する金融商品会計基準等の体系を再度検討することが必要であると考えられる。
- ただし、減損プロジェクトにおいて分類及び測定に関してどこまで範囲に含めるかについては議論が継続しているため、本資料では、減損と開示に絞って、減損プロジェクトの金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方について、ASBJ事務局の分析及び提案をお示しする。
5. なお、減損プロジェクトに関連する定めについての経過措置についても検討する必要があるが、これについては今後別途検討を行うため、本資料の検討の対象外とし

---

<sup>1</sup> 2024年7月1日に日本公認会計士協会からASBJに移管され、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」に名称が変更された。

<sup>2</sup> 2024年7月1日に日本公認会計士協会からASBJに移管され、移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」に名称が変更された。

ている。

### III. ASBJ 事務局による分析及び提案

#### 減損に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方

##### (基準の体系)

6. 本資料第 3 項に記載のとおり、第 192 回金融商品専門委員会において、ASBJ 事務局から減損に関する基準の体系をお示しし、議論を行った。ASBJ 事務局から示した基準体系に対して、専門委員から聞かれた意見は次のとおりである。
  - (1) ASBJ 事務局が示した基準体系の考え方に賛成する。
  - (2) 実務上のガイダンスや補足文書をどのように基準体系に取り込むか教えて頂きたい。
7. 前項のとおり、第 192 回金融商品専門委員会においては、減損に関する基準の体系に関して大きな異論は聞かれなかった。ただし、実務上のガイダンスや補足文書の基準体系への取り込みに関する意見が聞かれたため、この点に関する検討を次項以降において行う。

さらに、第 192 回金融商品専門委員会で提示した ASBJ 事務局案には、設例に関する取扱いについて検討に含まれていなかったことから、追加の分析を行う。加えて、ステップ 4 におけるオプションに関する議論が進んだことを受けて、本資料第 3 項(4)及び(5)に記載した「代替的な取扱い」の区分の名称に関して再検討を行う。
8. まず、基準の体系における実務上のガイダンスや補足文書の取り込みに関して、IFRS 第 9 号の「付録 B 適用指針」については、IFRS において IFRS 第 9 号の「不可欠な一部を構成するもの」とされているため、取り込みの要否を検討した上で、原則として規範性があるものとして適用指針に取り込むことが考えられる。一方、これまでの審議において、規範性は必要ないが、我が国における実務を行う上で参考となる内容を示すことが必要とされた内容については、補足文書として公表することが考えられる。
9. 次に、設例については、IFRS では、IFRS 第 9 号に付属する IFRS 公表文書「IFRS 第 9 号金融商品」において減損（セクション 5.5）に関する設例が示されており、減損に関しては、このうち設例 1 から設例 12（IE6 項から IE77 項）<sup>3</sup>が関連すると

---

<sup>3</sup> 設例 13 は、分類及び測定に関する議論と関連することから対象外としている。また、設例

考えられる。これらの設例は、我が国における実務を行う上で有用となる可能性があると考えられるため、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、規範性がないものとして新たに開発する適用指針に含める方向で検討することが考えられる。

10. さらに、第 192 回金融商品専門委員会において ASBJ 事務局から提案した「代替的な取り扱い」という区分は、ステップ 4 を採用する金融機関が適用可能なオプションについての定めを記載する区分を想定したものであった。ここで、当該オプションは「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。」とする基準開発の目的で定めるものであることから、当該オプションは、原則的な取り扱いに対して代替的な取り扱いを定めるものというよりは、選択可能である複数の会計方針を定めるものであると考えられる。したがって、「代替的な取り扱い」ではなく、より適切な名称とすることが考えられる。具体的な名称については、今後、さらに検討を進めることとする。
11. 以上から、減損に関する会計基準の体系としては次の通りとすることが考えられる。
  - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に係る定めのうち、基準に相当すると判断された内容については金融商品会計基準において定め、残りについては新たに開発する適用指針にて定める。その際、現行の金融商品会計基準、金融商品実務指針及び金融商品会計 Q&A で関連する定め等は削除又は修正する。
  - (2) 金融商品会計基準に取り込む際には、基準本文（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項）における定めのうち、ハイレベルな内容に絞り込んだ上で取り込む。国際的な比較可能性の確保の観点からは、基準レベルで取り込む内容は原則として IFRS 第 9 号と同一の内容とする。
  - (3) 基準本文（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項）における定めのうち金融商品会計基準に取り込まなかったものは、取り込みの要否及び表現の見直しを検討した上で、IFRS 第 9 号付録 B 適用指針（IFRS 第 9 号 B5.1.1 項から B5.5.55 項）と合わせて新たに開発する適用指針に取り込む。
  - (4) 新たに開発する適用指針では、まずステップ 2 の内容を記載したうえで、ステップ 4 でステップ 2 と異なる取り扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載する。
  - (5) ステップ 2 においてオプションを定める際には、適用指針の本文において但し

---

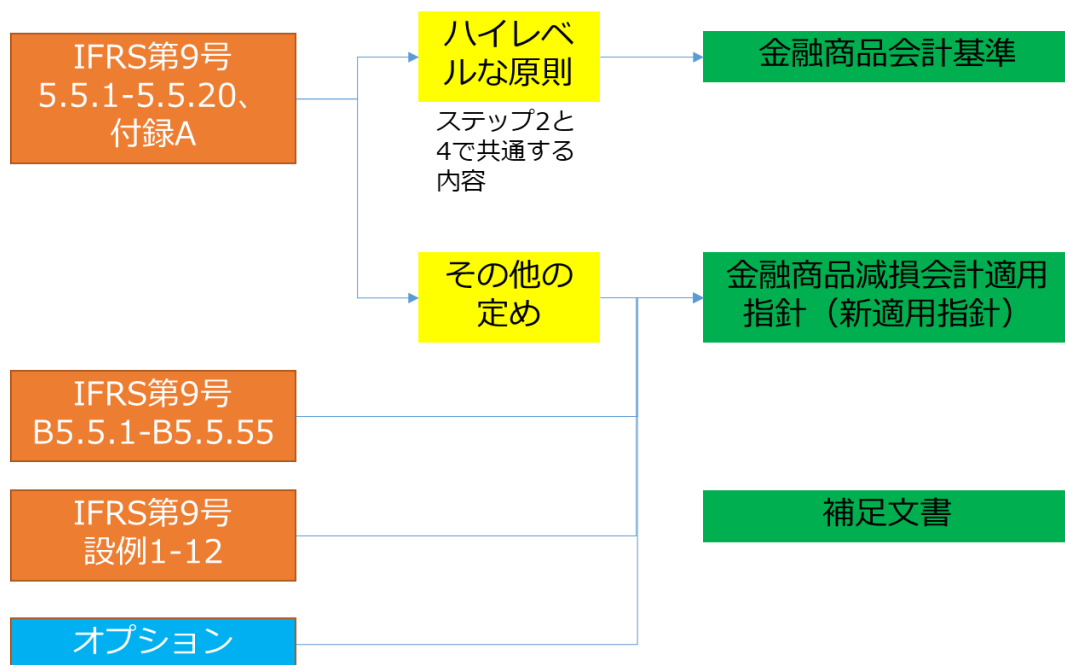
14 は、IFRS の公正価値ヘッジと関連することから対象外としている。

書きを設けて記載する。

(6) IFRS 第9号の設例1から設例12 (IE6項からIE77項)は、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、新たに開発する適用指針に含める。

(7) 本項(1)から(6)以外の事項のうち、実務上の参考になると考えられる事項については、補足文書を公表する。

12. 前項を踏まえた基準体系のイメージ図は次のとおりである。また、別紙において、金融商品の減損に関する新たな適用指針の全体像のイメージ図を示している。



#### (今後の審議の進め方)

13. 本資料第11項及び前項の基準体系を念頭に置いた場合、今後、次の順序で審議を進めることが考えられる。

(1) IFRS 第9号第5.5.1項から第5.5.20項の個々の定めについて検討を行い、取り込みの要否及び表現を見直した上で、ステップ2として金融商品会計基準に取り込む内容、新たに開発する適用指針に取り込む内容及びいずれにも取り込まない内容<sup>4</sup>を峻別する。

<sup>4</sup> 解説的な内容については、金融商品会計基準及び新たに開発する適用指針のいずれに取り込まない場合があると考えられる。以下、同様。

- (2) IFRS 第 9 号 B5. 1. 1 項から B5. 5. 55 項の個々の定めについて検討を行い、取り込みの要否及び表現を見直した上で、ステップ 2 として新たに開発する適用指針に取り込む内容と取り込まない内容を峻別する。
- (3) ステップ 2 のオプションについて、新たに開発する適用指針におけるどの定めと関連付けて記載するか検討する。
- (4) ステップ 4 のオプションについて、区分を設けてまとめて記載するように検討する。
- (5) IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 (IE6 項から IE77 項) について、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうか検討する。
- (6) 実務上の参考になる項目に関する補足文書の内容を検討する。

#### **ディスカッション・ポイント 1**

本資料第 6 項から第 13 項に示した減損に係る基準体系と今後の審議の進め方に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

### **開示に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方**

#### **(基準の体系)**

14. 第 504 回企業会計基準委員会 (2023 年 6 月 26 日開催) 及び第 202 回金融商品専門委員会 (2023 年 6 月 20 日開催) において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示に関して、基本的な方針を次のようにお示しし審議を行ったところ、特段の異論は聞かれなかった。
  - (1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。
  - (2) ステップ 2 を採用する金融機関における開示 (注記事項) に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、統合的なものとするを基本的な方針とする。
  - (3) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目 (例: 条件変更) については、原則として、IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。

- (4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。
- (5) ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必要性を検討する<sup>5</sup>。
15. その後、基本的な方針に基づいて審議を行い、第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）及び第 206 回金融商品専門委員会（2023 年 9 月 25 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関するこれまでの審議の状況について整理を行った。その内容は、審議事項(4)-4 参考資料のとおりである。
16. 審議においては、信用リスクに関する注記事項の基準体系について、ASBJ 事務局から次のとおり提案を行い、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。
- (1) 信用リスクに関する注記事項は、金融商品会計基準において金融商品会計に関する注記事項全般を定めている場合を除いて、金融商品の減損に関する新たな適用指針において定める。この場合、時価開示基準などで定められている既存の信用リスクに関する注記事項については、既存の会計基準及び実務指針から削除し、金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約する。
17. ここで、金融商品会計基準では、第 40-2 項において「金融商品の状況に関する事項」として「金融商品の内容及びそのリスク」や「金融商品に係るリスク管理体制」等に関する開示を定めている。これらの要求事項は信用リスクに関する事項をカバーしていると考えられるため、IFRS 第 7 号の開示の定めを取り入れるにあたって、信用リスクに関する事項について、金融商品会計基準の定めを変更する必要はないと考えられる<sup>6</sup>。
18. 本資料第 16 項(1)の提案で進める場合、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れるとする本資料第 14 項(2)の方針を踏まえると、IFRS 第 7 号の信用リスクに関する開示の定め（第 35A 項から第 35N 項、第 36 項及び B8A 項から B10 項）について検討を行い、必要に応じて時価開示基準などで定められている既存の信用リスクに関する注記事項とともに、金融商品の減損に関する新たな適用指針に取り込

---

<sup>5</sup> この点に関しては、審議事項(4)-2において検討を行っている。

<sup>6</sup> ただし、本資料第 22 項(1)の意見を踏まえて、開示目的を会計基準レベルで記載する場合には、金融商品会計基準の定めを変更することになると考えられる。

むことが考えられる。

19. また、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合におけるCECLモデルに基づく情報の開示方法について、ASBJ事務局から次のとおり提案を行い、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。このため、当該論点に関して補足文書を公表するように検討を進めることが考えられる。

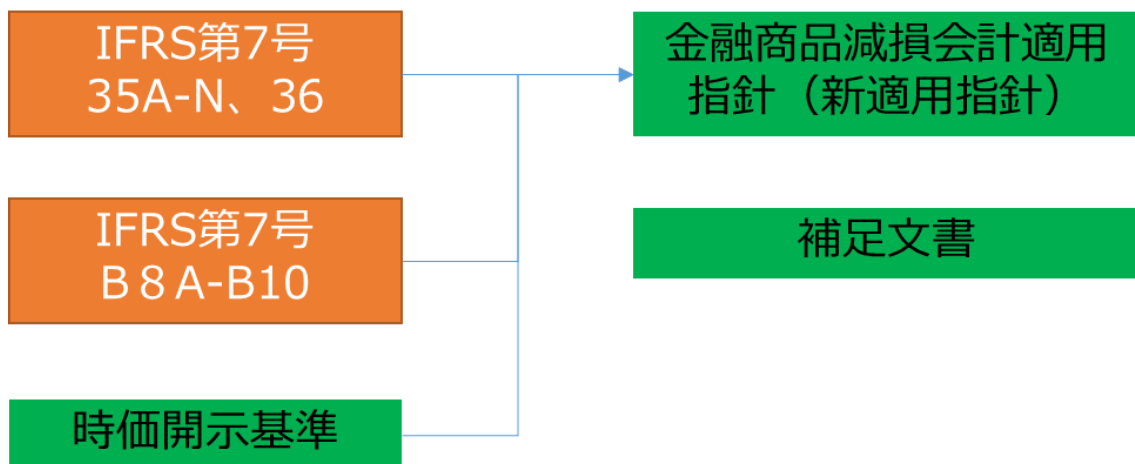
(1) CECLモデルに基づく情報の開示方法には複数のアプローチが考えられるものの、企業が信用リスクの開示目的に照らして当該情報の重要性等を踏まえて個別に判断すべきと考えられることから、実務対応報告第18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、補足文書において複数の開示方法があることを示す。

20. 前項まではステップ2/3に関する審議の状況であるため、ここでステップ4/5に関する開示について検討を行う。この点、財務諸表利用者からの情報ニーズの観点からは、審議事項(4)-2で検討しているオプションの採用に関する開示を除いて、開示目的に照らして企業が開示する限りにおいて、ステップ2/3及びステップ4/5で開示について差を付ける理由は特段見受けられないと考えられる。また、IFRS第7号はすべての企業を範囲に含めており（IFRS第7号第3項）、金融機関に限定した開示を求めている。このため、現時点では、開示についてステップ4/5特有の定めを設けることをASBJ事務局から提案していない。

21. ただし、開示に関する定めについてステップ2/3及びステップ4/5で共通としたとしても、企業が開示目的に照らして開示の必要性を判断した場合、例えばステップ5の一般事業会社において開示される分量は、一般的にはステップ2/3を採用する金融機関に比べて少なくなると考えられる。

22. 上述の分析を踏まえた基準体系のイメージ図は次のとおりである。





### (追加的な検討が必要な項目)

23. 本資料第15項に記載したステップ2を採用する金融機関における開示(注記事項)に関するこれまでの審議の状況に関する整理(審議事項(4)-4 参考資料)においては、次項以降の項目について追加的な検討を行うとされている。このため、これらについても今後審議を行うことが考えられる。

### 信用リスクの開示目的

#### 事務局提案

24. 第507回企業会計基準委員会(2023年8月2日開催)及び第203回金融商品専門委員会(2023年7月24日開催)では、日本基準において開示目的を定めるアプローチを採用する企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)及び企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」をベンチマークとして、信用リスクの開示目的に関して次のとおり提案した。

#### 開示目的

- (1) 信用リスクの開示目的を「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」とする。

#### 開示目的を達成するために提供する情報

収益認識会計基準を開発する際、会計基準の利用者にとって理解しやすいものになるように並び替えを行ったことを踏まえ、信用リスクの開示目的を達成するため

に提供する情報を以下の4つの区分に整理する。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

#### **聞かれた意見及び今後の対応**

25. 前項の ASBJ 事務局の提案に関して、企業会計基準委員会では事務局提案に賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 開示目的は上位の概念であるため、新たな適用指針ではなく会計基準に記載する方がよいと考える。
- (2) 事務局提案の開示目的は抽象的であり、より具体的な記載とすることにより開示目的アプローチの実効性を高めることができると考える。
- (3) 財務諸表利用者の一部は、開示目的を定めるアプローチでは本来開示すべき事項が開示されないリスクがあるとの懸念を有しており、教育文書等で開示目的を定めるアプローチの考え方を示すことにより、このような財務諸表利用者の懸念を軽減できると考える。
- (4) 開示目的を達成するために提供する情報のうち「(2)貸倒引当金の分解情報」で求められる開示は、収益認識会計基準で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられるため、「分解情報」という表現を見直すことが考えられる。

26. このため、本資料第24項の事務局提案で進めつつ、前項(1)から(4)の意見については、今後、文案を検討する際に追加的に検討することが考えられる。

#### **信用リスク・エクスポージャー開示**

##### **事務局提案**

27. 第508回企業会計基準委員会（2023年8月24日開催）及び第204回金融商品専門委員会（2023年8月9日開催）（以下「第508回企業会計基準委員会等」という。）では、信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることについてコスト及び便益の観点から分析を行い、信用リスク・エクスポージャー開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることの便益がコストを上回ると考えられる

ことから、信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れることを提案した。

#### **聞かれた意見及び今後の対応**

28. 前項の事務局提案に関して、企業会計基準委員会では賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。
- (1) 信用リスク・エクスポージャーの開示に関するIFRS第7号の定めを取り入れるにあたり、IFRS第7号の定めを超える内容を要求すべきではないと考える。
  - (2) 債券等の有価証券については予想信用損失に基づく減損モデルの対象とすることがどうかに関する議論が継続しているため、開示に関する議論も踏まえて、会計処理の検討を進めていくことがよいと考える。
29. このため、本資料第27項の事務局提案で進めつつ、前項(1)の意見については文案の検討時に確認することが考えられる。また、前項(2)の意見については、債券等の有価証券に関する会計処理の議論を踏まえ、開示について再検討することが考えられる。

#### **財務諸表以外の開示への参照（IFRS第7号第35C項）**

##### **事務局提案**

30. 第508回企業会計基準委員会等では、我が国の状況において財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものとしてどのようなものがあり得るか、またそのようなものにおいて参照可能な情報が開示されているかという観点からの分析をお示しした。さらに、財務諸表以外の開示に関する監査上の取扱いについても確認を行った。そこでは、現時点での実務を踏まえると参照先が空集合となる可能性はあるものの、将来的な実務の進展がありえることを踏まえ、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めについて取り入れることを提案した。

#### **聞かれた意見及び今後の対応**

31. 前項の事務局提案に関して、企業会計基準委員会では事務局提案に賛同する意見が多く聞かれた一方、監査の観点から実務上の課題が生じる可能性などを懸念する意見も聞かれた。このため、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めについて取り入れる方向で進めつつ、文案を検討する際に監査上の課題について再検討することが考えられる。

**(今後の審議の進め方)**

32. 上述の検討を踏まえ、今後、次の順序で審議を進めることが考えられる。
- (1) IFRS 第7号第35A項から第35N項、第36項及びB8A項からB10項の個々の定めについて検討を行い、表現を見直した上で、新たに開発する適用指針に取り込む内容及び取り込まない内容を峻別する。その際、現行の時価等開示適用指針に含まれる既存の定めを削除及び見直しの可否を併せて検討する。
  - (2) 実務対応報告第18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、複数の開示方法があることを示すように補足文書の内容を検討する。
  - (3) 本資料第24項から第31項に記載した項目について、追加的な検討を行う。

**ディスカッション・ポイント2**

本資料第14項から第32項に示した開示に係る基準体系と今後の審議の進め方に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

## 別紙 金融商品の減損に関する新たな適用指針の全体像のイメージ図

## 減損適用指針

目的

適用指針

範囲

用語の定義

会計処理

ステップ2ベースでの定め  
(ステップ2のオプションは関連する定めにあわせて記載)

ステップ4のオプション  
(ステップ2の定めにかかわらず、●●できる旨を記載)

開示

適用時期等

結論の背景

設例

以 上